

電源接続案件募集プロセスの 基本的な進め方について

- ・本資料は、電源接続案件募集プロセスの基本的な進め方（イメージ）を示すものです。
- ・本資料は、電源接続案件募集プロセスの一般的な進め方を示したものですが、同プロセスは、実施するエリアの送電系統の状況、連系等を希望する電源の状況、募集対象とする増強工事の内容などにより、プロセスごとに進め方が異なる可能性があります。
個々のプロセスにおける具体的な進め方については、プロセスごとに定める募集要綱に基づき実施いたしますので、十分ご留意下さい。
- ・本資料は、今後も、国が定める内容への適合や、電源接続案件募集プロセスの実例、会員その他電気供給事業者からのヒアリング等を踏まえ、適宜、改善・修正いたします。

2020年4月

電力広域的運営推進機関

〔改定履歴〕

- ・ 2016年 8月 制定
- ・ 2017年 4月 改定
 - ・ 共同負担意思確認時の第2次保証金、負担可能上限額の申告等を追加
 - ・ 募集要綱に記載する入札対象工事について見直し
- ・ 2017年10月 改定
 - ・ FIT入札制度に参加する場合の注意事項を追加 (P28)
 - ・ 「流通設備効率の向上に向けて」の検討状況等のリンク先等を追加
 - ・ プロセス完了時における工事費負担金補償金額の原則確定について追加※
(特記7、P29) ※2017年10月以降に策定した募集要綱が原則対象
- ・ 2018年 4月 改定
 - ＜資源エネルギー庁によるFIT制度の改正等に伴う見直し＞
 - ・ 失効条件付きで設備認定を受けている場合の注意事項を見直し (P26)
 - ・ 風力、水力、地熱及びバイオマス発電に関する運転開始期限について追加 (P27)
 - ・ FIT入札制度に参加する場合の注意事項に新たな発電設備の区分等を追加 (P28)
 - ＜本機関の広域系統整備委員会の審議結果を踏まえた反映＞
 - ・ 想定潮流の合理化の適用に関する見直し (P30)
- ・ 2018年10月 改定
 - ・ 西暦表記（引用文献を除く）に見直し（資料全体）
 - ・ 広域系統長期方針に基づく流通設備効率の向上に向けた取組みを追加
(想定潮流の合理化の適用に加えてN-1電制の先行適用を追加) (特記8、P30)
 - ・ 一般負担の上限額の見直しについてリンク先等を追加 (P31)
- ・ 2020年 4月 改定
 - ・ FIT入札制度に参加する場合の注意事項を更新 (P28)

注) 語句の軽微修正については、都度実施。

項目	ページ
はじめに	4
電源接続案件募集プロセスの基本的な進め方（イメージ）	6
①プロセス開始申込み	8
②プロセス開始の決定・公表	9
③募集要綱の策定・公表	10
④説明会	11
⑤応募	12
⑥接続検討	13
⑦入札	14
⑧開札～⑨優先系統連系希望者の決定	16
⑩再接続検討	18
⑪共同負担意思確認	19
⑫工事費負担金補償契約～⑬プロセス完了・公表～⑭諸契約締結	21

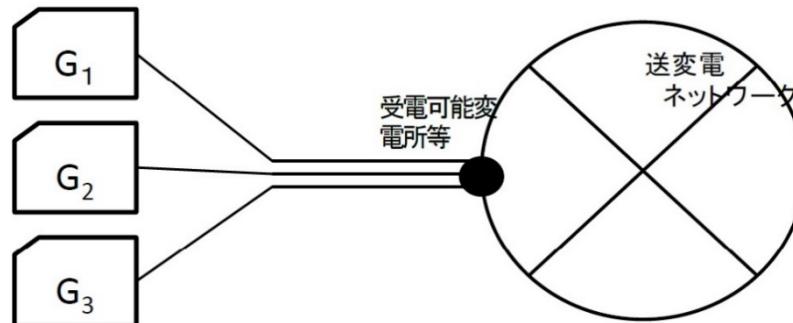
項目	ページ
特記1 工事費負担金の確定時における入札対象工事の工事費負担金の減額補正について	22
特記2 応募容量が募集容量を超過している場合の入札方法	23
特記3 入札対象工事以外に高額・長期の対策が必要となる場合について	24
特記4 プロセス期間中の系統アクセス関係の申込みについて	25
特記5 契約申込み中の系統連系希望者の応募他について	26
特記6 改正FIT法に関する留意事項について	27
特記7 プロセス完了時における工事費負担金補償金額の原則確定について (2017年10月以降に策定した募集要綱が原則対象)	29
特記8 広域系統長期方針に基づく流通設備効率の向上に向けた取組み	30
その他	31
おわりに	33

はじめに

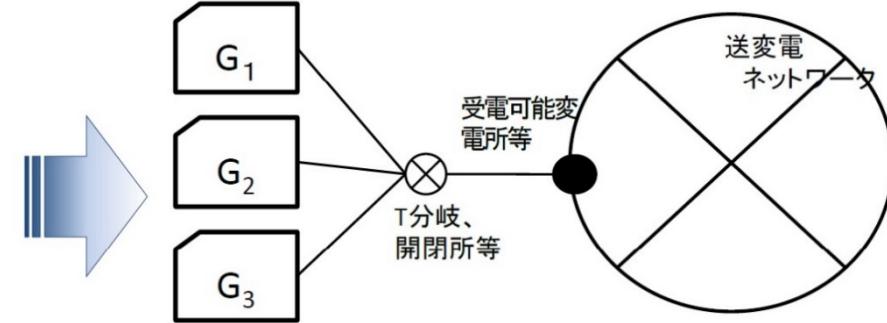
【電源接続案件募集プロセスとは】

- 系統連系希望者が、発電設備等を送電系統に連系等をするにあたり、一般送配電事業者等に接続検討申込みを行った結果、送電系統の容量が不足し、大規模な対策工事が必要な接続検討回答となる場合があります。
- このような場合、仮に近隣に系統連系希望者がいたとしても、個々の計画に守秘性があることから、単独で連系等をすることを前提に接続検討を行うため、工事費負担金が高額となります。
- そのため、このようなエリアでは、工事費負担金を支払うことが困難であるとして、系統連系が進まない状況となることがあります。
- そこで、このような状況において、近隣の案件も含めた対策を立案し、それを共用する多数の系統連系希望者で対策工事費を共同負担することにより、効率的な設備形成と個々の系統連系希望者の工事費負担金の低減を図るのが『電源接続案件募集プロセス』です。

〔通常の手続きの例〕



〔電源接続案件募集プロセスの例〕



【主な用語】

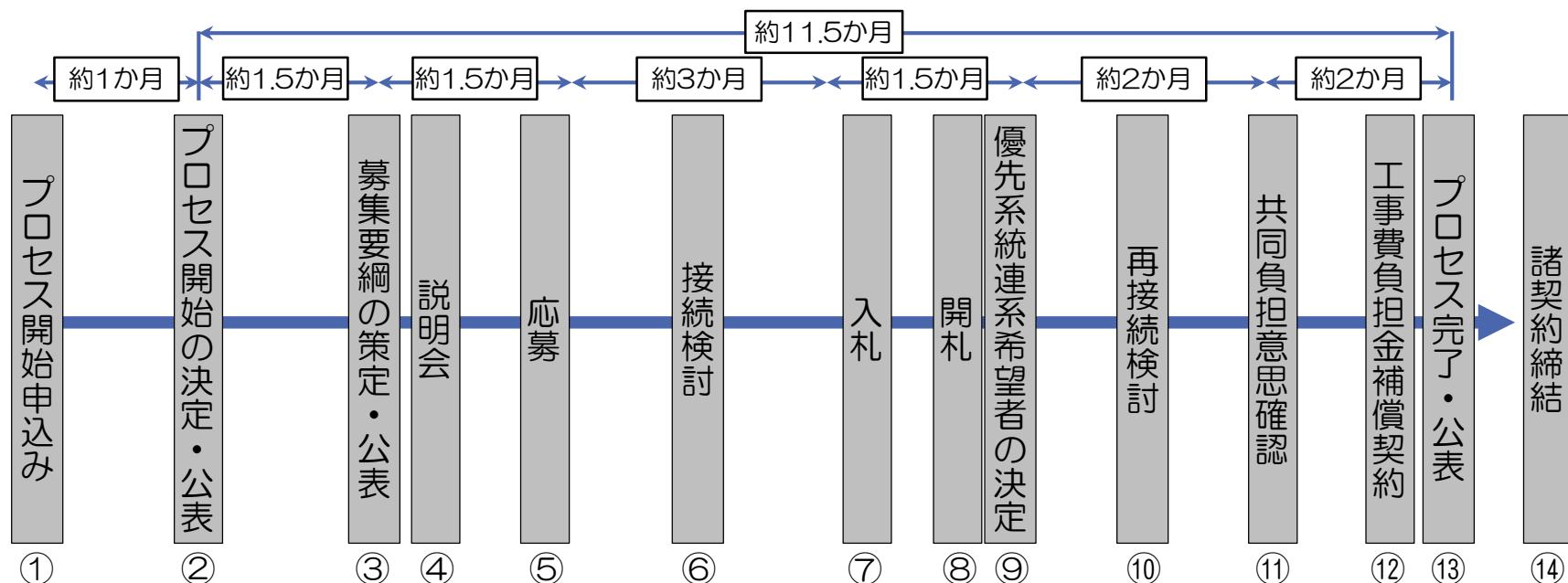
語 句	内 容
電源接続案件募集プロセス	系統連系希望者の希望等により、近隣の電源接続案件の可能性を募り、複数の電気供給事業者により工事費を共同負担して系統増強を行う手続
系統連系希望者	送電系統への連系等を希望する者
発電設備等	発電設備、電力貯蔵装置その他電気を発電又は放電する設備
FIT法	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日、法律第108号）
改正FIT法	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年6月3日、法律第59号）による改正後のFIT法
費用負担ガイドライン	発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針（平成27年11月6日、資源エネルギー庁）
新費用負担ルール	費用負担ガイドラインに則った費用負担ルール
旧費用負担ルール	費用負担ガイドライン公表前の費用負担ルール
入札対象工事	電源接続案件募集プロセスにおいて、入札により工事費を共同負担する対象の増強工事
募集対象エリア	共同負担者を募集する対象のエリア (募集する設備対策を系統連系希望者が共用するエリア)
募集容量	共同負担者を募集する容量（入札対象工事後の連系可能量）
応募容量	応募した系統連系希望者の最大受電電力の合計
入札容量	入札した系統連系希望者の最大受電電力の合計
優先系統連系希望者	入札の結果、優先的に送電系統の容量を確保することができる系統連系希望者
再接続検討	優先系統連系希望者の接続検討申込みの内容及び系統連系順位を前提とした接続検討
契約申込み等	契約申込み 及び FIT法に係る告示に規定する接続申込み

電源接続案件募集プロセスの基本的な進め方（イメージ）

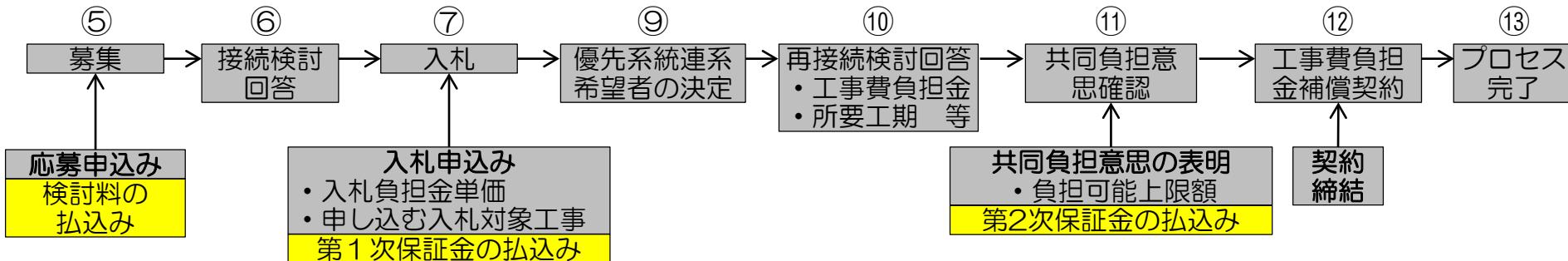
- 電源接続案件募集プロセスは、本機関の業務規程及び送配電等業務指針に基づき実施します。同プロセスの基本的な進め方（イメージ）は、次のとおりです。
- 原則として※1、電源接続案件募集プロセスの開始後1年以内に完了します。

※1 対策内容が大規模な場合や応募件数が著しく多い場合等には、接続検討等に時間を要するため、プロセス完了が1年を超過することがあります。

また、優先系統連系希望者の決定以降に辞退者が生じた場合には、再度の再接続検討等が生じるため、プロセス完了が遅延いたします。



- なお、応募以降の手続、検討料・保証金払込みのタイミングは次のとおりです。



- 本機関は、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者と協力し、同プロセスを進めていきます。

	主な役割	主な実施内容
広域機関	電源接続案件募集プロセスの主宰者として、同プロセスの主要な決定を行う。	開始申込みの受付、開始の決定、募集要綱の策定、説明会の実施、優先系統連系希望者の決定、プロセスの成否判定等
一般送配電事業者	連系先となる送電系統の運用者として、電源接続案件募集プロセスの実務を担う。	増強規模等の検討、説明会案内・実施、応募受付、接続検討、入札受付、開札、再接続検討、共同負担意思確認、工事費負担金補償契約等

- 系統連系希望者は、接続検討回答における系統連系工事の規模が、以下の要件を満たす場合は、本機関に対し、電源接続案件募集プロセス開始の申込み※2を行うことができます。
 - ・ 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事に特別高圧の送電系統の増強工事が含まれること（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む）
 - ・ 接続検討の回答における工事費負担金を接続検討の前提とした最大受電電力（但し、既設の発電設備等の最大受電電力を増加させる場合は、最大受電電力の増加量）で除した額が2万円／kWを超えること
- 系統連系希望者が開始申込みを行う場合以外にも、一般送配電事業者が効率的な設備形成の観点等から電源接続案件募集プロセスの開始申込みを行う場合等があります。

※2 電源接続案件募集プロセス開始の申込書は、広域機関のHPに掲載しています。

広域機関HP「電源接続案件募集プロセス」

<https://www.occto.or.jp/access/process/index.html>

(1) プロセス開始の決定

- 本機関は、次の場合を除き、電源接続案件募集プロセスを開始します。
 - ・電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統に関し、計画策定プロセス※3又は電源接続案件募集プロセスが開始されており、同プロセスを開始する必要性がないとき
 - ・直近で同一の送電系統に関し、電源接続案件募集プロセスを実施したにもかかわらず同プロセスが不成立となった場合
 - ・系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、同プロセスが開始されるまでに、接続検討の前提となる事実関係が変動したこと※4によって、系統連系工事の規模が前記「①プロセス開始申込み」に記載の要件を満たさなくなった場合

※3 広域連系系統（連系線（一般送配電事業者たる会員の供給区域間を常時接続する250kV以上の送電線及び交直変換設備）等）の整備に関する計画策定のための手続のこと

※4 電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みが行われた場合など

(2) プロセス開始の公表

- 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合、次の内容を公表します。
 - ・電源接続案件募集プロセスの対象とするエリア及び同エリアにおいてプロセスを開始した旨
 - ・プロセス開始の公表から募集要綱公表までの間に暫定的に確保する送電系統の容量

(1) 募集要綱の策定・公表

- 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始後、募集対象エリア、入札対象工事の概要、暫定的に送電系統に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、プロセスごとに募集要綱においてこれを定め、公表します。

〔主な内容〕

- ・募集対象エリア
- ・入札対象工事の概要（工事内容、入札対象工事費、工事完了予定時期等）
- ・入札対象工事実施後における募集対象エリアの空容量マップ
- ・応募方法、入札方法
- ・接続検討・再接続検討における工事費負担金算定方法
- ・系統連系順位・優先系統連系希望者の決定方法
- ・優先系統連系希望者の確定方法（共同負担意思確認、工事費負担金補償契約）
- ・プロセスの成立条件
- ・プロセスのスケジュール

(2) 募集要綱に記載する入札対象工事

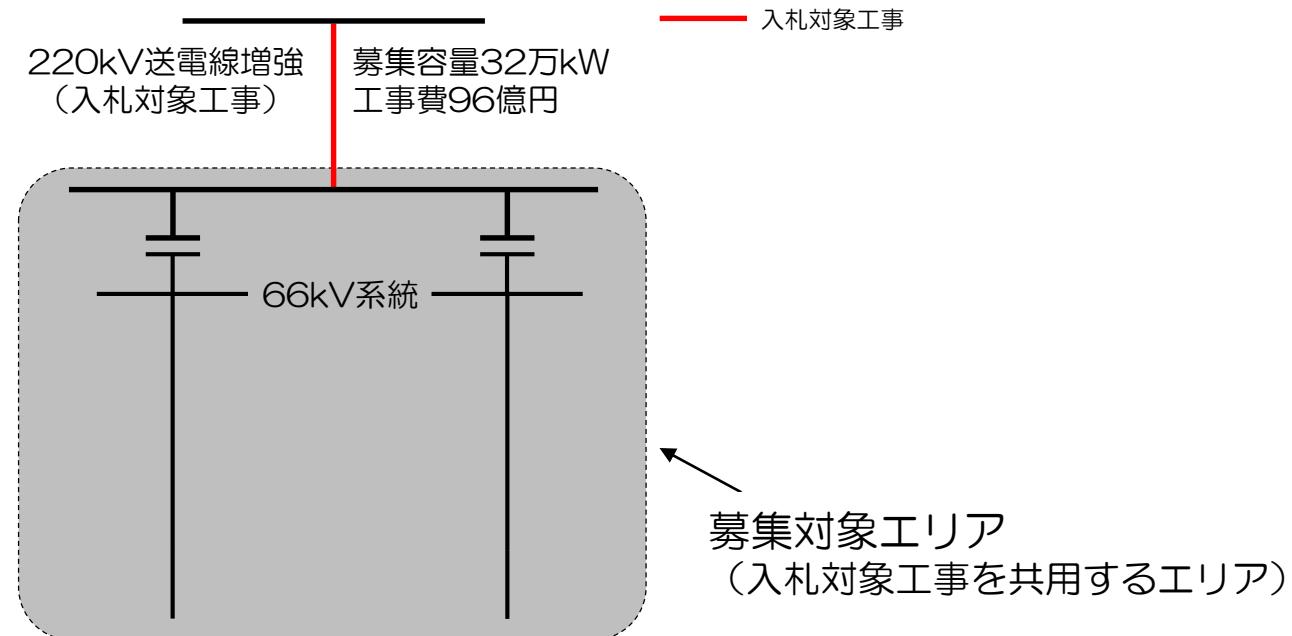
- 募集要綱に記載する入札対象工事については、系統連系希望者の受容性を重視して、原則として、プロセス開始申込みに基づく設備対策※5を入札対象工事として募集します※6。

※5 原則として、設備対策を共用する他の系統連系希望者の募集を求めて申し込みがなされたプロセス開始申込みに記載の増強工事になります。プロセス開始申込者の連系に必要な最小限の増強工事であり、一般的に、規模が小さい増強工事の方が工期が短いことから、工期面での受容性が高いと考えられます。

※6 応募の結果、応募容量が募集容量を超過した場合等においては、入札段階において、「全ての応募者が連系可能な増強工事」等の増強工事を入札対象工事として追加提示します（後記の特記2参照）。

- 本機関は、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者と共同で、同プロセスへの応募を検討している系統連系希望者に対して、同プロセスの概要及び募集要綱の説明のため、原則として、説明会を開催いたします。

〔募集対象エリアの例〕



⑤応募

○電源接続案件募集プロセスの応募条件、応募書類等は以下のとおりです。

〔応募条件〕

- ・高圧又は特別高圧の送電系統に連系し、系統流入のある募集対象エリア内の発電設備等
- ・1発電地点で1申込み

〔応募書類等〕

- a 応募申込書
- b 接続検討申込書
- c 検討料（20万円十消費税等相当額）※7

※7 接続検討中で回答未受領（未回答）の系統連系希望者が応募した場合は不要

〔申込み済みの契約申込み等の維持を希望する場合〕

- a 提出書類（前記の応募書類に加えて提出）
 - ・契約申込書の写し 又は FIT法に係る告示に規定する接続申込書の写し
 - ・国が発行する設備認定通知書の写し（ただし、FIT電源（太陽光）の場合）
- b 適用される費用負担ルール
 - ・費用負担ガイドラインの公表日（2015年11月6日）以降に契約申込みを行っている場合
新費用負担ルール
 - ・同ガイドライン公表日より前に契約申込み等を行っている場合
旧費用負担ルール
- c その他

- ・適用される費用負担ルールにて接続検討・再接続検討での工事費負担金を算定する必要があるため、原則として、応募締切以降、適用する費用負担ルールの変更はできません※8。

※8 特に、FIT調達価格維持を目的に、費用負担ガイドライン公表日より前の契約申込み等の維持を希望される応募者（旧費用負担ルールが適用されます）は、設備認定が失効していないか等、十分ご確認の上、申込み済みの契約申込み等の維持をご希望ください。

〔応募期間〕

- ・募集要綱公表後～約1か月

〔提出先〕

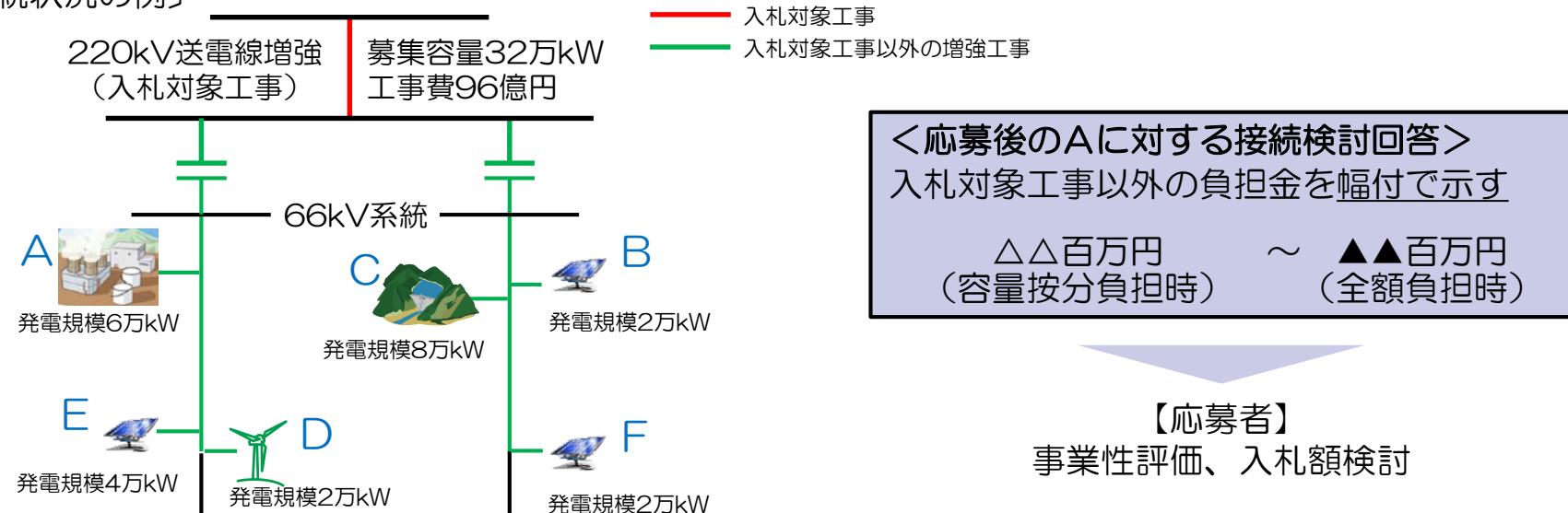
- ・送電系統を運用する一般送配電事業者の窓口（募集要綱に記載します）

- 入札にあたり、応募者が連系等を行う場合に必要となる入札対象工事以外（電源線工事、変電所・バンク逆潮流工事、その他供給設備工事、一般負担の上限超過額）の工事費負担金の算定等を行います。
- この段階では、どの応募者が連系等をするか不明なことから、全ての応募者が連系等を行うことを前提に検討します。
- 他の応募者と対策を共用する設備がある場合の工事費負担金については、
 - ・容量按分負担時（設備を利用する全ての応募者で按分負担するケース）
 - ・全額負担時（設備対策の費用を単独で負担するケース※9）
 の幅付で回答します。

- 応募者は、接続検討の回答内容をもとに事業性等を検討のうえ、入札及び入札額を検討することとなります。

※9 他の応募者が系統連系順位に基づいて現状の空容量の範囲内で連系し、当該応募者が単独で設備対策の費用を負担せざるを得なくなったイメージになります。

〔系統状況の例〕



(1)入札手続

- 入札に申し込む応募者は、接続検討の回答内容を踏まえ、入札対象工事に対する工事費負担金として、入札負担金単価を記載した入札関係書類を入札締切日までに提出してください。
- 入札にあたっては、最低入札負担金単価を設けますので、最低入札負担金単価以上の単価で入札してください。
- 最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事の工事費総額（以下「入札対象工事費」といいます。）を応募容量^{※10}で除した単価を基準に設定^{※11}し、接続検討の回答時に通知します。
※10 応募容量が募集容量を上回る場合は、原則として、入札対象工事費を募集容量で除した単価とします。
※11 入札対象工事が新費用負担ルールにおいて一般負担がある場合で、入札者が新費用負担ルール適用者であるときは、当該入札者の入札額に一般負担が加算されますので、入札対象工事費を応募容量で除した単価よりも低い最低入札負担金単価となります。

(2)第1次保証金（入札保証金）

- 入札の結果、当該入札者が優先系統連系希望者となったにもかかわらず共同負担意思を示さない場合、入札不成立となるリスクが高まるほか、工事費負担金の再算定によるプロセスの遅延が生じて、他の優先系統連系希望者が不利益を被ります。これを抑止するために、次のとおり第1次保証金を申し受けます。

第1次保証金＝入札負担金単価 [円／kW] × 最大受電電力 [kW] × 5% + 消費税等相当額

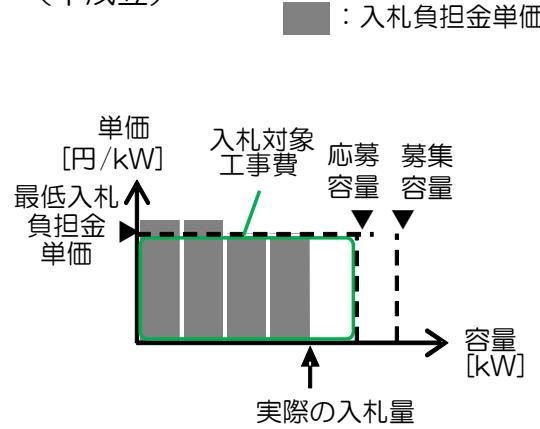
ただし、上記が「20万円+税」を下回る場合は、「20万円+税」

- 入札者がプロセスを辞退した場合、第1次保証金を没収し、入札対象工事費に充当します。（ただし、プロセスが不成立となった場合は返金します。）
- プロセスが成立して優先系統連系希望者となった場合は、当該優先系統連系希望者の工事費負担金に充当します。
- プロセスが不成立となった場合、及びプロセスが成立したものの優先系統連系希望者とならなかった場合（ただし、辞退した場合は除く。）は返金します。

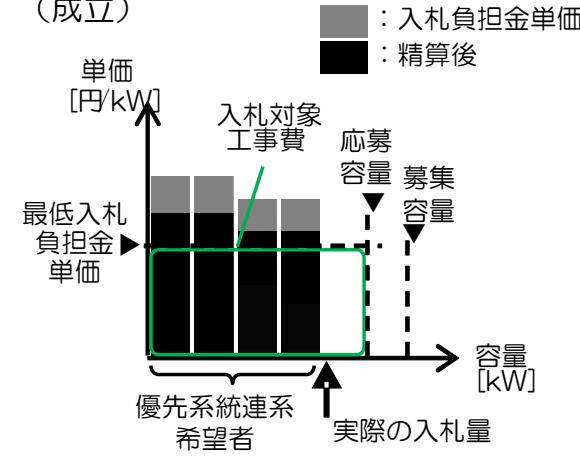
【入札負担金単価の検討にあたって】

- 前記のとおり、最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事費を応募容量で除した単価を基準に設定されます。
- しかし、実際の入札においては、接続検討の回答内容を踏まえ、入札を控える応募者がいることが想定されます。
- したがって、現実的には入札容量が応募容量を下回る可能性が大きく、その場合、入札者全員が最低入札負担金単価と同額の入札を行っていた場合であっても、入札は不成立となります（〔ケース1〕参照）。
- そこで、接続検討の回答時に、最低入札負担金単価と併せて、応募件数、応募容量をお知らせしますので、系統連系希望者（入札者）は、入札を成立させるためには、最低入札負担金単価を超える入札が必要となる可能性も考慮の上、入札負担金単価についてご検討ください。

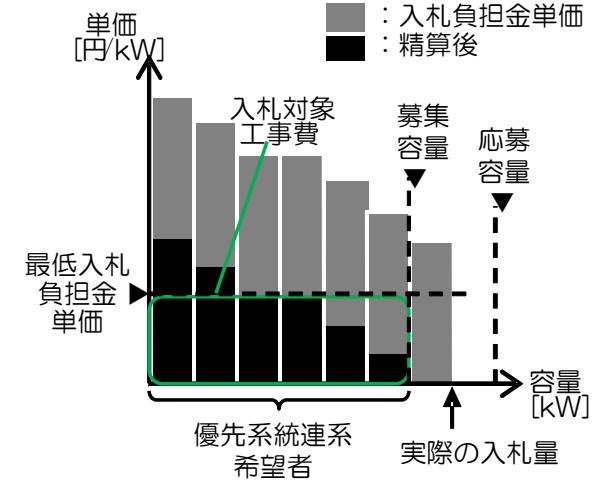
〔ケース1〕
最低入札負担金単価付近の入札しかなかった場合のイメージ
(不成立)



〔ケース2〕
募集容量以下の入札量しかなかったが負担金が集まった場合のイメージ
(成立)



〔ケース3〕
募集容量以上の入札があった場合のイメージ（成立）



(1)開札作業

- 開札日に入札書が封入された封筒を開封し、入札内容を確認します。

(2)系統連系順位の決定

- 入札者の系統連系順位は、入札負担金単価が高い順に決定します。
- ただし、新費用負担ルール適用者については、連系等に伴う費用負担の一部が一般負担となることを踏まえ、新費用負担ルール適用者の入札負担金単価を次のとおり補正した単価にて順位を決定します。

新費用負担ルール適用者の入札負担金単価（補正後）

$$= \text{入札負担金単価} + \text{当該系統連系希望者の一般負担単価}^{\ast 12}$$

- 同一単価の入札者間の系統連系順位は、原則として、抽選により決定します。

※12 当該系統連系希望者の一般負担単価

= 入札対象工事費のうち新費用負担ルールにおける一般負担額 / 優先系統連系希望者の最大受電電力の合計

ただし、当該系統連系希望者の電源種別的一般負担の上限額を超える場合は、一般負担の上限額。

(3)優先系統連系希望者の決定

- 募集容量の範囲内の系統連系順位の入札者が優先系統連系希望者となります。

(4)入札の成立条件

- 入札の成立条件は以下を満たす場合

$$(① + ②) \geq ③^{\ast 13}$$

①：優先系統連系希望者の「入札負担金単価（税抜）×最大受電電力」の合計

②：優先系統連系希望者のうち新費用負担ルール適用者の「当該系統連系希望者の一般負担単価^{※12} ×最大受電電力」の合計

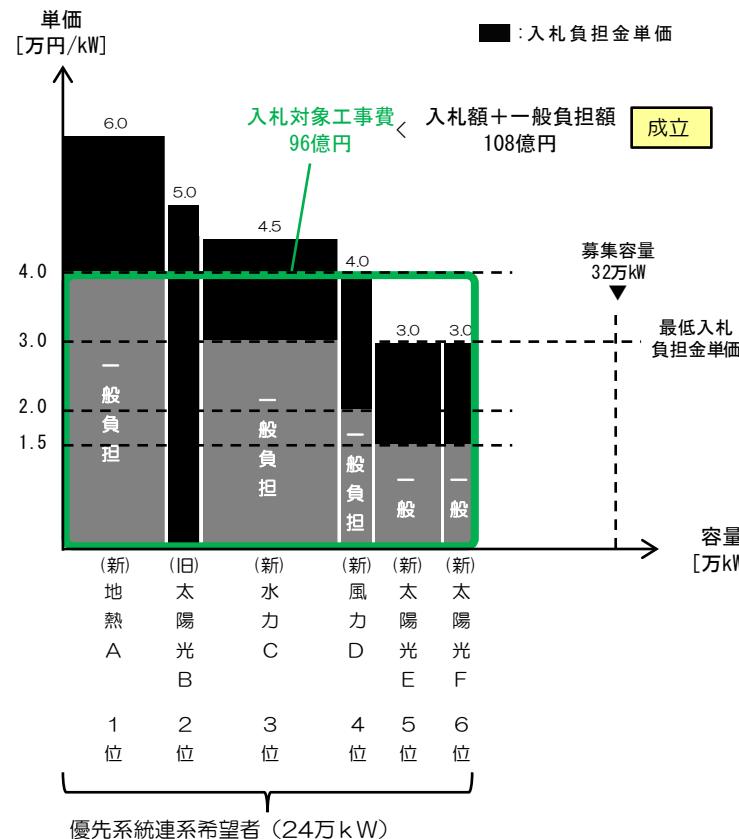
③：入札対象工事費（税抜）

○入札の成立条件を満たさない場合、系統増強規模の縮小等により成立を試みますが、それでも成立に至らない場合は、原則として、その時点で電源接続案件募集プロセスは不成立となります。

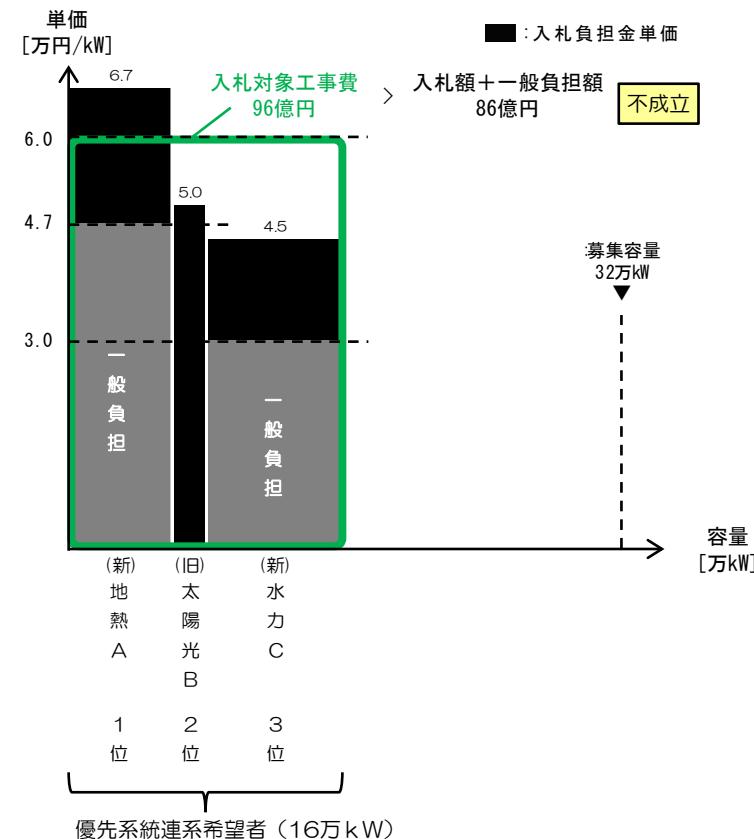
※1 3 入札以降の辞退等により、第1次保証金及び第2次保証金が没収された場合は、没収された保証金の額を左辺に加算します。

[入札成否のイメージ]

成立ケース



不成立ケース



⑩再接続検討

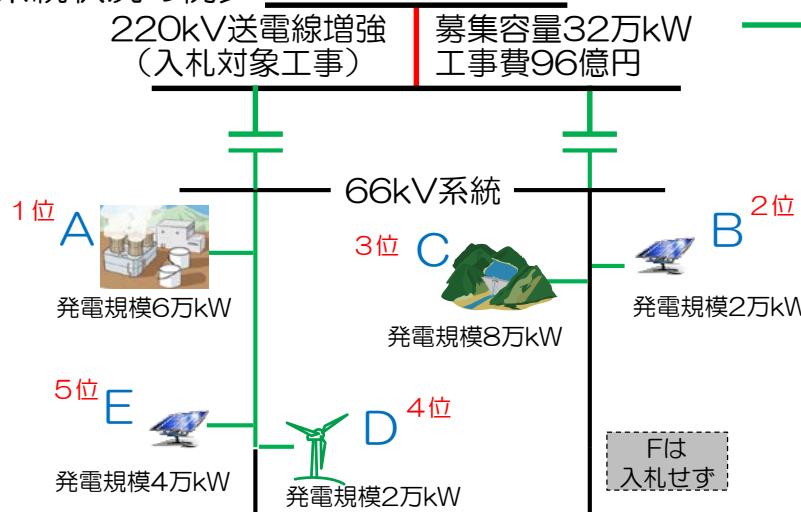
- 優先系統連系希望者の決定後、系統連系順位に基づき、全ての優先系統連系希望者について再接続検討を実施し、優先系統連系希望者に回答します。
- この場合の工事費負担金は、次表の項目の合計額となります。

項目	工事費負担金
入札対象工事	入札額（入札負担金単価×最大受電電力）
電源線工事	電源線工事費用
変電所・バンク逆潮流対策工事	変電所・バンク逆潮流対策工事が必要となる場合はその費用
その他供給設備工事	その他供給設備工事費用が必要となる場合はその費用のうち特定負担分
一般負担の上限超過額	入札対象工事に係る当該優先系統連系希望者の一般負担額とその他供給設備工事の一般負担分の合計額のうち、当該優先系統連系希望者の一般負担の上限額を超過した額

- 「その他供給設備工事」「変電所・バンク逆潮流対策工事」「電源線工事」は、対策の起因となった系統連系順位以降の優先系統連系希望者のみ、費用負担が必要となります（系統連系順位が上位で、現状の空容量の範囲内で連系できる場合は費用負担はありません）。
- 「その他供給設備工事」「電源線工事」を複数の優先系統連系希望者で共用する場合は、共用する優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した額になります。

- 優先系統連系希望者は、再接続検討の回答内容をもとに事業性等を検討の上、再接続検討の回答書の内容を承認して共同負担意思を表明するか否かについてご検討ください。

[系統状況の例]



— 入札対象工事
— 入札対象工事以外の増強工事

<再接続検討における工事費負担金回答>

系統連系順位に基づき接続検討を行い、工事費負担金を回答

事業者A（1位）：■■百万円
事業者E（5位）：××百万円

【優先系統連系希望者】
共同負担意思表明

(1) 共同負担意思の表明

- 優先系統連系希望者は、再接続検討回答をご確認の上、原則として、回答書の発送日から20営業日以内※¹⁴に、工事費負担金を負担した上で連系等を行う意思があるか否かを回答してください。
- 辞退者が発生した場合は、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施します。
※¹⁴ 同期間内に回答が無い場合は、原則として、辞退したものとして取り扱います。

(2) 負担可能上限額の申告

- 共同負担意思確認において辞退者が発生した場合、再度、優先系統連系希望者を決定して再接続検討を行いますが、共同負担意思確認時よりも工事費負担金が増加して更なる辞退者が生じる場合があり、これが繰り返されるとプロセス完了が大きく遅延します。
- このため、共同負担意思確認時に「共同負担意思あり」と表明する場合には、辞退者が発生した場合の工事費負担金※¹⁵の増加に備えて、事業性等から合理的に許容される工事費負担金※¹⁵の上限額（負担可能上限額）を予め申告いただき※¹⁶、負担可能上限額以下の場合には「負担可能」、負担可能上限額を超過する場合には原則として※¹⁷「辞退」と取り扱うことで、都度の共同負担意思確認を不要とし、プロセス完了の早期化を図ります。

※¹⁵ 入札額（入札負担金単価×最大受電電力）を除いた額になります。

※¹⁶ 負担可能上限額（入札額を除く）の申告以降、原則として、額の変更は認められませんので、過少に申告して辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告ください。

※¹⁷ 工事費負担金が当該優先系統連系希望者の負担可能上限額を超過する場合でも、入札対象工事の工事費負担金の補正（後記の特記1参照）により、入札額が減額補正されることが見込まれる場合には、当該減額補正額も考慮の上、当該優先系統連系希望者が費用負担可能か判断します。

(3) 第2次保証金（共同負担意思保証金）

- 共同負担意思があることを表明していた優先系統連系希望者が、工事費負担金補償契約を締結せずに辞退した場合、入札不成立となるリスクが高まるほか、工事費負担金の再算定によるプロセスの遅延が生じて、他の優先系統連系希望者が不利益を被ります。
- このため、共同負担意思確認時に負担可能上限額を申告の上「共同負担意思あり」と表明する際に、当該共同負担意思の履行を担保するものとして、第2次保証金（第1次保証金と同額）を申し受けます。
- 優先系統連系希望者が共同負担意思の表明の前提とした負担可能上限額及び工期の範囲内であるにもかかわらずプロセスを辞退した場合、第1次保証金及び第2次保証金を没収し、入札対象工事費に充当します（ただし、プロセスが不成立となった場合は返金します）。
- 他の優先系統連系希望者の辞退に伴う再度の再接続検討の結果、工事費負担金が優先系統連系希望者の申告した負担可能上限額を超過したことにより辞退として取り扱われる場合及び工期が共同負担意思の表明の前提とした再接続検討回答の工期を超過していることを理由とする辞退の場合は、第2次保証金を返金します（第1次保証金は没収します）。
- プロセスが成立して優先系統連系希望者となった場合は、第1次保証金と同じく第2次保証金も、当該優先系統連系希望者の工事費負担金に充当します。

(4) 工事費負担金の確定

- 入札対象工事について入札の成立条件を満たしている場合で、全ての優先系統連系希望者が工事費負担金を負担可能であるとき、工事費負担金の額が確定^{※18}します。

※18 プロセス完了後の調査測量等により必要工事費等が増減することがあります。

(1) 工事費負担金補償契約

- 電源接続案件募集プロセスの完了以降に辞退者が発生した場合、工事費負担金の再算定を行って、プロセス辞退者の負担分を他の優先系統連系希望者が負担する仕組みとすると、辞退者が更に辞退者を発生させ、工事費負担金再算定を繰り返すことにつながり、結果的に優先系統連系希望者の連系時期が遅延することとなります。
- このような事態を防止するため、電源接続案件募集プロセスの完了に際し、優先系統連系希望者がプロセス完了以降に辞退した場合においても、当該優先系統連系希望者が他の優先系統連系希望者と共に用する予定であった増強設備の費用を負担（補償）する契約（工事費負担金補償契約）を締結します。
- 工事費負担金が確定した場合、優先系統連系希望者は、原則として、工事費負担金の確定日から10営業日以内※¹⁴に、一般送配電事業者と工事費負担金補償契約を締結してください。

(2) プロセス完了・結果公表

- 一般送配電事業者と全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金補償契約が締結された場合、電源接続案件募集プロセスは成立し、同プロセスを完了します。
- 電源接続案件募集プロセスの完了後、同プロセスの結果について公表します。

(3) 諸契約締結

- 優先系統連系希望者には、原則として、電源接続案件募集プロセスの結果の公表日から10営業日以内に、一般送配電事業者に契約申込みを行ってください。
- 契約申込後、一般送配電事業者との間で、工事費負担金契約その他の必要となる契約を締結していただきます。

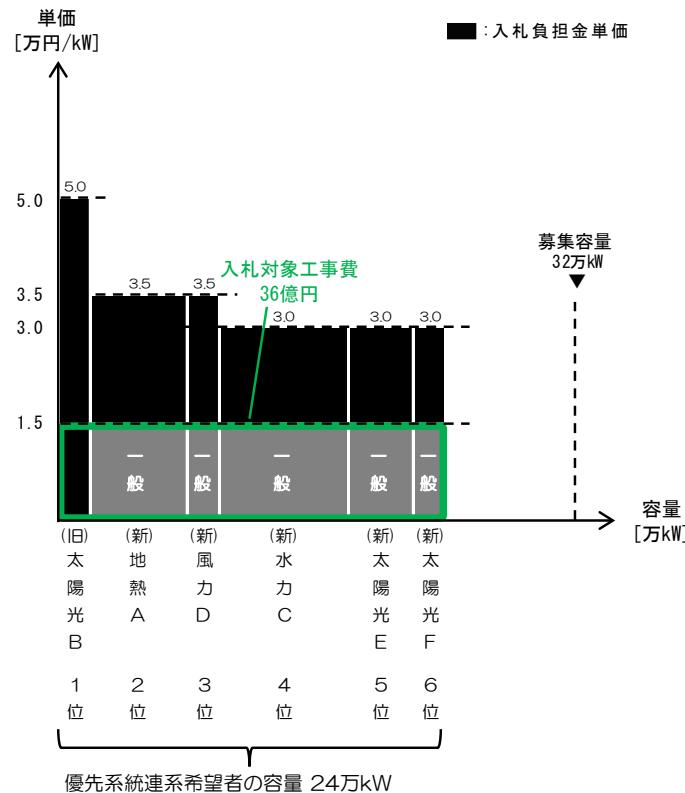
- 工事費負担金契約の締結時において、優先系統連系希望者の入札負担金及び一般負担額の合計※¹⁹が入札対象工事費を超過または不足※²⁰する場合には、超過額または不足額を優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額について、入札対象工事の工事費負担金を補正します。

※19 入札以降の辞退等により、第1次保証金及び第2次保証金が没収された場合は、没収された保証金の額も合計します。

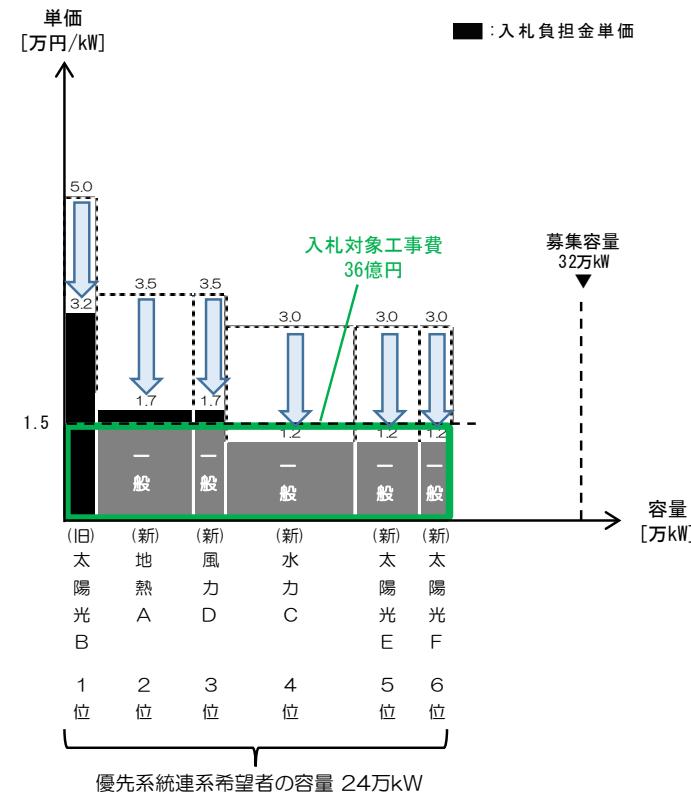
※20 電源接続案件募集プロセス完了後に調査測量等により必要工事費が増加した場合等に不足することがあります。

[減額補正のイメージ]

入札後



工事費負担金契約時（補正後）

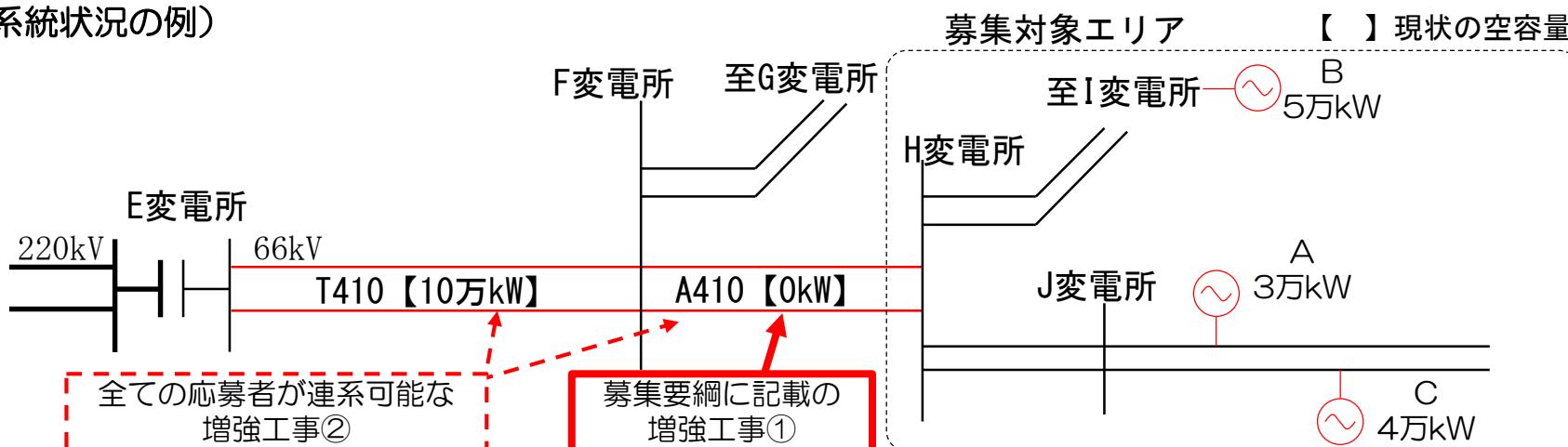


- 応募容量が募集容量を超過している場合は、原則として※21、入札対象工事として「募集要綱に記載の増強工事」に加えて「全ての応募者が連系可能な増強工事」等※22の増強工事を入札において提示します。
- 入札者には、工事費・工期などから上位系統対策として負担可能な額（入札額）にて、受容可能な入札対象工事に入札申込みを行っていただきます。
- 入札の成立条件を満たした増強工事のうち、原則として、最も優先系統連系希望者の最大受電電力の合計が大きい増強工事を入札対象工事として選定し、以降のプロセスを進めます。

※21 超過量が僅少な場合など、入札段階では募集容量以下となる蓋然性が高い場合は行いません。

※22 「募集要綱に記載の増強工事」「全ての応募者が連系可能な増強工事」に加えて、他の増強工事案を入札対象工事として提示する場合があります。

（系統状況の例）



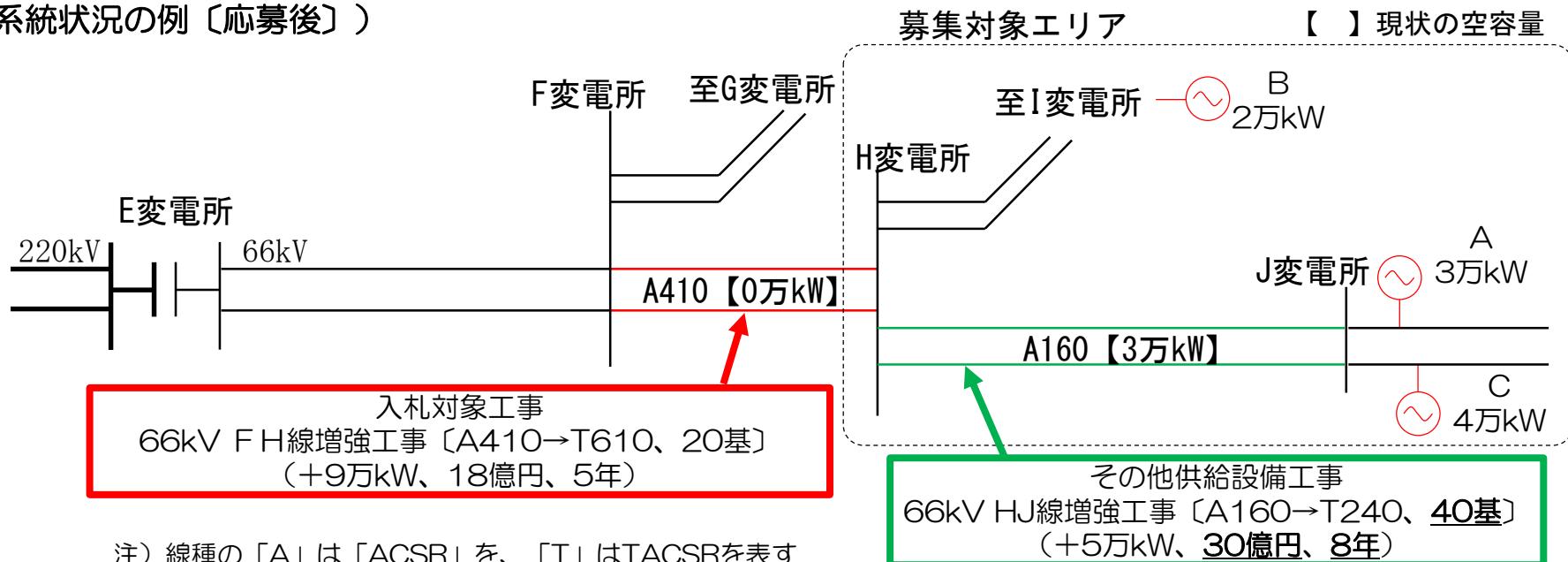
（入札状況の例）

入札者	入札額(単価)	入札申込み	
		増強工事① (+9万kW、18億円、5年)	増強工事② (+13万kW、93億円、8年)
A	3万kW	○ (1位)	○
B	5万kW	○ (2位)	×
C	4万kW	○ (ただし、落選)	×
総額	-	当選者ABで44億円（成立）	24億円（不成立）

- 応募された電源の地域が偏っている場合等において現状の送電系統の空容量を超える場合、連系等のために必要な対策工事として入札対象工事や電源線工事以外に「その他供給設備工事」が必要となります。
- 場合によっては、その他供給設備工事として送電線新設や変電所新設が必要となる場合もあり、入札により優先系統連系希望者となったものの、その他供給設備工事の契機となった系統連系順位以降の優先系統連系希望者は、高額・長期の対策工事を含む再接続検討回答となり、事業性評価等の結果、辞退に至る可能性もあります。
- そこで、接続検討回答にその他供給設備工事（66kV以上）を含む場合は、工事箇所の現状の空容量、設備を共用する応募容量、対策工事費、工期について接続検討回答にてお知らせしますので、高額・長期の対策工事を負担する可能性についても十分ご確認の上、入札※23してください。

※23 入札以降に辞退する場合、入札時に支払った第1次保証金は、原則として返金されませんので、ご留意の上、入札してください（共同負担意思があることの表明以降に辞退する場合は第2次保証金も原則として返金されません）。

（系統状況の例〔応募後〕）



注) 線種の「A」は「ACSR」を、「T」はTACSRを表す

- 電源接続案件募集プロセスが開始された場合、募集対象エリアの送電系統の連系可能量（現状の空容量を含む）が同プロセスにより全て確保されることから、募集対象エリアでの系統アクセス関係の申込みは、原則として、次表のとおりとなります。

申込内容	取扱内容	補 足
事前相談申込み	プロセス完了後に回答	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセスによって募集対象エリア内の系統状況が変動するため、プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始 ・ただし、プロセス完了前であっても、「発電設備等設置場所から連系点(想定)までの直線距離」※24は、申込者が希望する場合は回答可能
接続検討申込み	プロセス完了後に回答	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセスによって募集対象エリア内の系統状況が変動するため、プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始
契約申込み、意 思表明書の提出	受付不可	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセスの開始によって当該申込者の接続検討回答の前提とした系統状況から変動が生じているため

※24 高圧の送電系統に連系する場合は、連系点（想定）から連系を予定する配電用変電所までの既設高圧流通設備の線路亘長

- 上記の申込みについては、プロセスの応募締切前であれば、プロセスに応募されることをお勧めします。

(参考) 電源接続案件募集プロセスによる送電系統の暫定的な容量確保

期 間	対象となる送電系統	確保する容量
プロセス開始の公表～募集要綱の公表	開始時に公表した送電系統及びその上位系統※25	開始時に公表した容量分※25
募集要綱の公表～応募締切	募集要綱で定める入札対象工事の対象設備及びその上位系統	募集要綱で定める募集容量分
応募締切～入札締切	応募者の連系点の上位系統	応募者の最大受電電力分
入札締切～プロセス完了	入札者の連系点の上位系統	入札者の最大受電電力分
プロセス完了～契約申込み期限	優先系統連系希望者の連系点の上位系統	優先系統連系希望者の最大受電電力分

※25 原則として、現状の系統状況においてプロセス開始申込者の連系等に必要となる増強工事のうち送電系統において最上位の設備について、当該増強工事後の連系可能量を暫定的に確保します。

(1) 申込み済みの契約申込みの維持

- 通常の契約申込みは、単独で連系することを前提としたものであるため、設備対策を他の系統連系希望者と共に用することを前提に改めて接続検討を行うこととなる電源接続案件募集プロセスに応募した場合は、申込み済みの契約申込み（FIT法に係る告示に規定する接続申込みを含む。（あわせて、以下「契約申込み等」といいます。））は取り下げたものと見なすことがあります。
- ただし2017.4FIT法改正までの間に開始した電源接続案件募集プロセスに関しては、応募時に契約申込み等の維持の希望意思を示すことで、契約申込み等を維持することが可能です※26。なお、この場合、契約申込みの受付時点で暫定的に確保した送電系統の容量（接続枠）は開放します。

※26 費用負担ガイドラインの公表日より前に契約申込み等を行っている場合は、旧費用負担ルールが適用されます。

(2) 優先系統連系希望者とならなかった場合の契約申込み等の取扱い

- 電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合及び電源接続案件募集プロセスが成立した場合において優先系統連系希望者とならなかったときなど、応募者が優先系統連系希望者とならなかったとき（辞退したときを含む。）には、契約申込み等は無効となります。

(3) 失効条件付きで設備認定を受けている場合の注意事項

- 電源接続案件募集プロセスは、開始から完了までに1年程度※1の期間を要します。そのため、2014年度以降に失効条件付きで設備認定を受けている場合は、同プロセスの期間中に設備認定が失効する可能性がありますので、十分ご留意ください。
- ただし、資源エネルギー庁のお知らせ（2018年4月5日）に基づき、失効期限日以前に、対象の電源接続案件募集プロセス（2016年10月1日から2017年3月31日までの間に完了したプロセス、又は、2017年4月1日時点で手続き中のプロセス）に参加していた案件で、当該プロセスが完了した日の翌日から6か月以内に電力会社との接続契約を締結している場合は、設備認定の失効条件が解除される場合があります。詳細については、資源エネルギー庁のHPをご確認ください。

(1)電源接続案件募集プロセスにおける設備認定に関する経過措置について

- 改正FIT法の施行日（2017年4月1日）までに電力会社と接続契約を締結していない場合、改正前のFIT法に基づいた設備認定は失効します。
- ただし、改正FIT法の施行日より前に開始が公表された電源接続案件募集プロセスに参加している案件※27については、接続契約を締結していない場合の設備認定の失効について、法改正に伴う経過措置として、同プロセスの完了の翌日から6か月間の猶予期間が設定されます。

※27 最終的に接続契約を締結してみなし認定を受けるためには、プロセスに応募するだけでなく、入札により優先系統連系希望者となった上で工事費負担金補償契約等の手続を進め、プロセス完了後に送電系統を運用する一般送配電事業者と接続契約を締結する必要があります。

(2)事業用太陽光に関する運転開始期限について

- 認定日（認定の経過措置対象となる案件については、みなし認定移行日）から3年の運転開始期限を超過した場合は、超過した分だけ調達期間が短縮されます。

(3)風力、水力、地熱及びバイオマス発電に関する運転開始期限について

- 2018年度以降新たに認定を受けるものは、10kW以上の太陽光発電設備と同様、認定を受けた日から以下の運転開始期限を超過した場合は、超過した分だけ調達期間が短縮されます。
 - ①風力発電設備：4年（ただし、環境影響評価法に基づく環境アセスメントが必要な場合は、8年）
 - ②水力発電設備：7年（ただし、多目的ダムに併設されるものであって、認定後に国土交通大臣、都道府県知事等により当該多目的ダムの工事期間が延長された場合には、当該延長期間を加えた期間）
 - ③地熱発電設備：4年（ただし、環境影響評価法に基づく環境アセスメントが必要な場合は、8年）
 - ④バイオマス発電設備：4年

[入札される場合には、上記(2)及び(3)の点も考慮のうえ、入札負担金単価をご検討ください。]

(4) FIT入札制度に参加する場合の注意事項について

- 以下の発電設備の区分等で、FIT入札制度に参加する場合は、プロセスの期間中に、落札者の認定の取得期限を超過する可能性がありますので、十分ご留意ください。
 - ①出力250kW以上の太陽光発電設備
 - ②着床式洋上風力発電設備
 - ③出力10,000kW以上的一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備
 - ④バイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備
- なお、当該プロセスのスケジュール（完了時期等）は、募集要綱等でお知らせします。

改正FIT法関係の正確な内容は、資源エネルギー庁のHPをご確認ください。

経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

特記7 プロセス完了時における工事費負担金補償金額の原則確定について (2017年10月以降に策定した募集要綱が原則対象)

29

○工事費負担金の確定

- ・入札対象工事について入札の成立条件を満たしている場合で、全ての優先系統連系希望者が工事費負担金を負担可能であるとき、入札対象工事の工事費負担金の減額補正（下記参照）を実施の上、プロセスにおける工事費負担金の額が確定※28します。

※28 プロセス完了後の調査測量等により必要工事費等が増減することがあります。

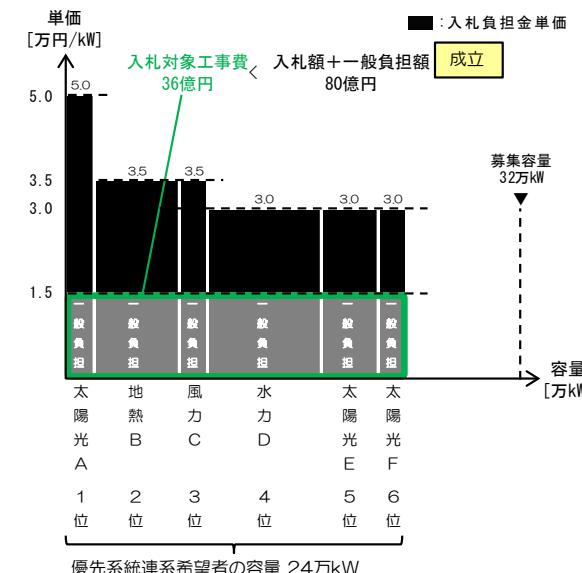
○工事費負担金の確定時における入札対象工事の工事費負担金の減額補正

- ・工事費負担金の確定時において、優先系統連系希望者の入札負担金及び一般負担額の合計※29が入札対象工事費を超過する場合には、超過額を優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額について、入札対象工事の工事費負担金を減額補正します。

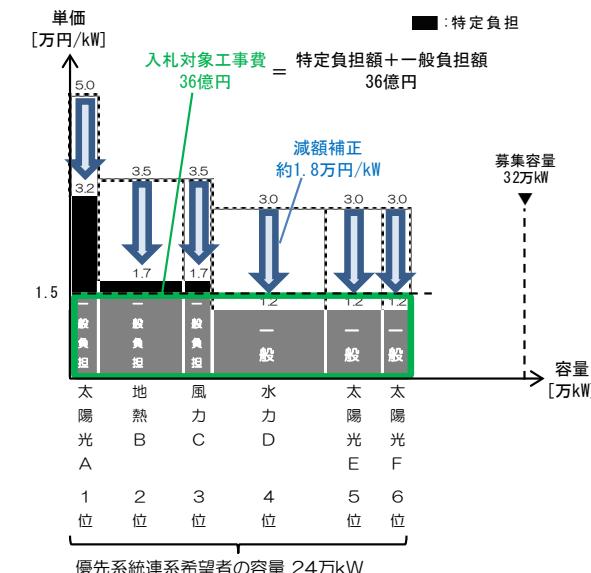
※29 入札以降の辞退等により、第1次保証金及び第2次保証金が没収された場合は、没収された保証金の額も合計します。

〈例〉減額補正のイメージ

【入札後】



【工事費負担金確定時（補正後）】



○工事費負担金補償金に関する事項

- ・工事費負担金の確定後、一般送配電事業者と全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金補償契約が締結された場合、電源接続案件募集プロセスは成立し、同プロセスを完了します。
- ・工事費負担金補償金額は、原則として、プロセス完了時に確定した入札対象工事及びその他工事で他の優先系統連系希望者と共に用する設備に係る工事費負担金等の合計額※28となります。
- ・工事完了後における工事費負担金の精算において、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者に対しては、その者が負担した工事費負担金補償金額を超過する差額の精算は行いません。

本機関は、広域系統長期方針に基づく流通設備効率の向上に向けた取組の一環として、電源接続や設備形成の検討に際しての「想定潮流の合理化」及び「N－1電制の先行適用」の検討を行ってまいりました。その基本的考え方や具体的手法の検討が完了したため、以下の通り適用を開始していることをお知らせします。

なお、詳細につきましては、本機関のHP「広域系統整備委員会」及び「系統アクセスに関するお知らせ」で公表※しています。

- ※ 「広域系統整備委員会」 <http://www.occto.or.jp/iinkai/kouikikeitouseibi/index.html>
- ※ 「系統アクセスに関するお知らせ」 <http://www.occto.or.jp/access/oshirase/index.html>

1. 想定潮流の合理化の適用

- これまで、電源接続や設備形成の検討を行う際、軽負荷期あるいは重負荷期などといった特定の時期において電源出力が最大となることを想定し潮流を算出しておりました。
- 「想定潮流の合理化」は、特定の時期だけでなく需要に応じて電源稼働の蓋然性評価を行うことで、現状の供給信頼度を大きく低下させることなく、電力系統の利用効率の向上を図るものです。
- 2018年4月1日から適用を開始しています。

2. N－1電制の先行適用（適用対象：特別高圧の系統に新たに接続される電源）

- 「コネクト＆マネージ」の取り組みの一つである「N－1電制」は、单一設備故障時にリレーシステムで瞬時に電源制限を行うことで運用容量を拡大する取り組みになります。
- これまで、各一般送配電事業者によりその適用の実態や考え方にはバラツキがあったため、統一的な考え方に基づいたN－1電制の適用に向け検討を進めていますが、合理的にN－1電制を実現するためには、効果や経済性を考慮した適切な電源を制限（オペレーション）し、これに伴う費用を受益に応じて應分に負担する仕組みが必要であり、電源制限に伴う正確な機会損失費用の把握やその費用を精算する仕組みなど、実現には相応の時間がかかるものと想定しています。
- このため、まずは、「N－1電制の適用を前提とし接続する新規電源」を電制対象者とする（オペレーションと機会損失費用負担者（N－1電制適用の受益者）を一致させる）場合において先行的にN－1電制を適用することとしました。
- 2018年10月1日から適用を開始しています。

(電源接続案件募集プロセスの対象案件について)

- 一般送配電事業者から接続検討回答を行う場合において、電源接続案件募集プロセスの開始申込みを行うことができる接続検討回答を行うとき、一般送配電事業者等から系統連系希望者に対し、電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセス開始に至る手續について、必要な説明を行います（送配電等業務指針第85条第4項）。

(一般負担の上限額の見直しについて)

- 一般負担の上限額を4.1万円/kW一律とすることが2018年6月6日に決定されました。適用対象として、電源接続案件募集プロセスについては、2018年6月6日時点で優先系統連系希望者の決定前の案件となります。詳細につきましては、本機関のHPで公表※しています。

※ 「系統アクセスに関するお知らせ > 2018年度 > 一般負担の上限額の見直しについて」

http://www.occto.or.jp/access/oshirase/2018/180606_ippanfutanjouengaku_minaoshi.html

- その他参考となるHPについて紹介します。

[広域機関HP]

- 電源接続案件募集プロセスについて
<https://www.occto.or.jp/access/process/index.html>
- 広域機関ルール（業務規程・送配電等業務指針）
<https://www.occto.or.jp/article/index.html>
- 一般送配電事業者の送配電系統利用に関するルール(約款・系統利用ルール)リンク集
<https://www.occto.or.jp/access/link/souhaidenrule.html>

[経済産業省資源エネルギー庁HP]

- なっとく！再生可能エネルギー
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/
- 発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針
http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/h27hiyoufutangl.pdf
- 電気事業制度の関係法令・ガイドライン等
http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/

電源接続案件募集プロセスに関する基本的な進め方（本資料）や制度面などに関する意見・要望・質問等については、広域機関にお願いします。

次の問合せフォームから送付ください。

広域機関「電源接続案件募集プロセス関係問合せフォーム」

https://www.occto.or.jp/contact/anken_boshu-form.html